

計画段階評価について

平成２６年７月
国土交通省北陸地方整備局

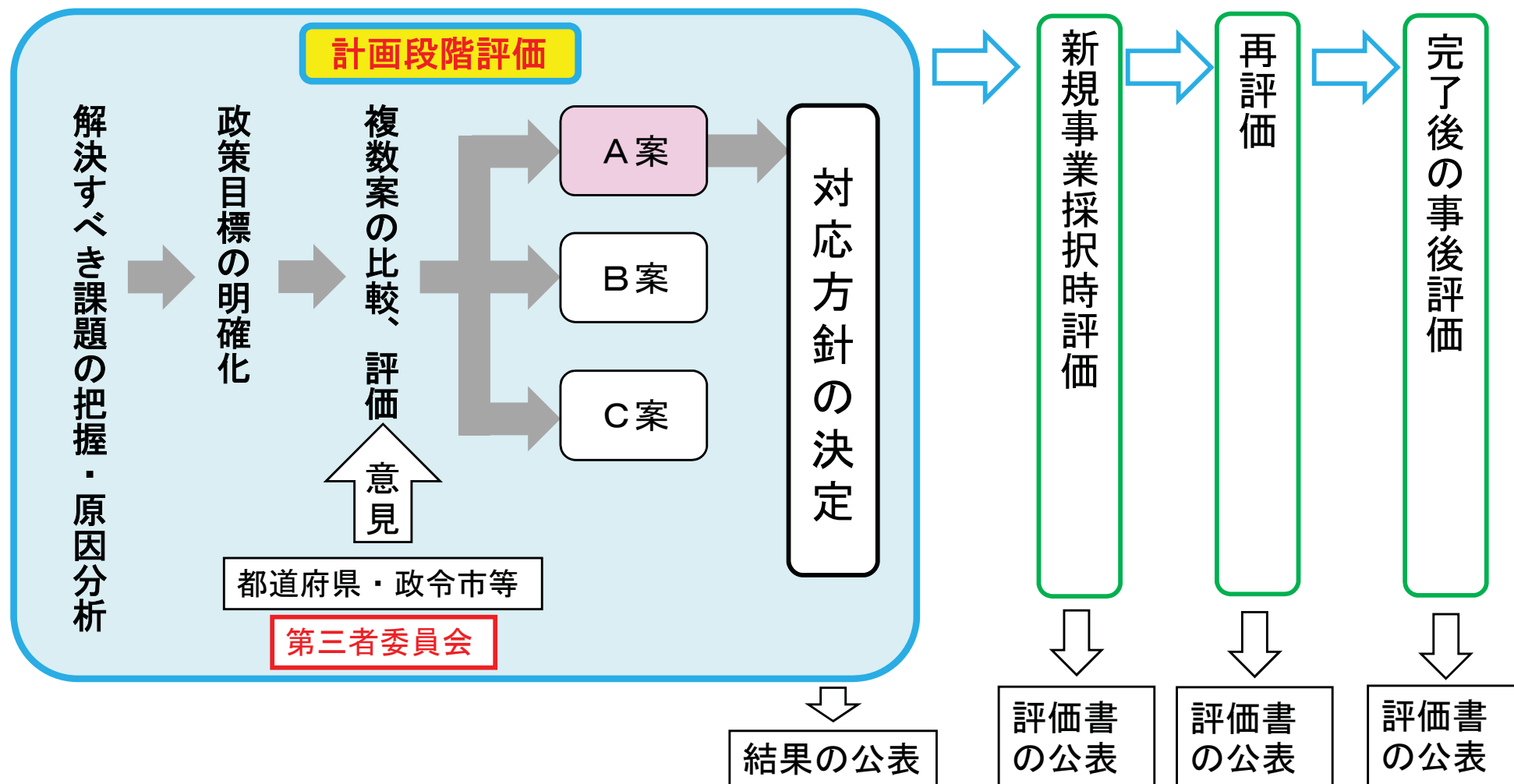
国土交通省所管公共事業の計画段階評価の実施について

目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

事業評価の流れ



国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領について

○対象とする事業及び実施時期

- 国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業（右表）
- 評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

○実施手続、結果等の公表

- 評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- 評価の実施主体は、評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の**第三者から構成される委員会等の意見を聴く。**本省は、対応方針を決定。
- 評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

○評価手法の策定

- 事業種別ごとに評価手法を策定する。

○評価の視点

- 解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- 政策目標を明確化する。
- 評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

<対象とする事業>

所轄部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業 ダム事業 砂防事業 地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	港湾整備事業
都市局	都市公園事業